

(案)

第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書  
第 5 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(対馬森林計画区)

計画期間

自 平成 2 7 年 4 月 1 日

至 平成 3 2 年 3 月 3 1 日

九 州 森 林 管 理 局



(案)

# 第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(对馬森林計画区)

計画期間

自 平成 2 7 年 4 月 1 日

至 平成 3 2 年 3 月 3 1 日

九 州 森 林 管 理 局



## はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

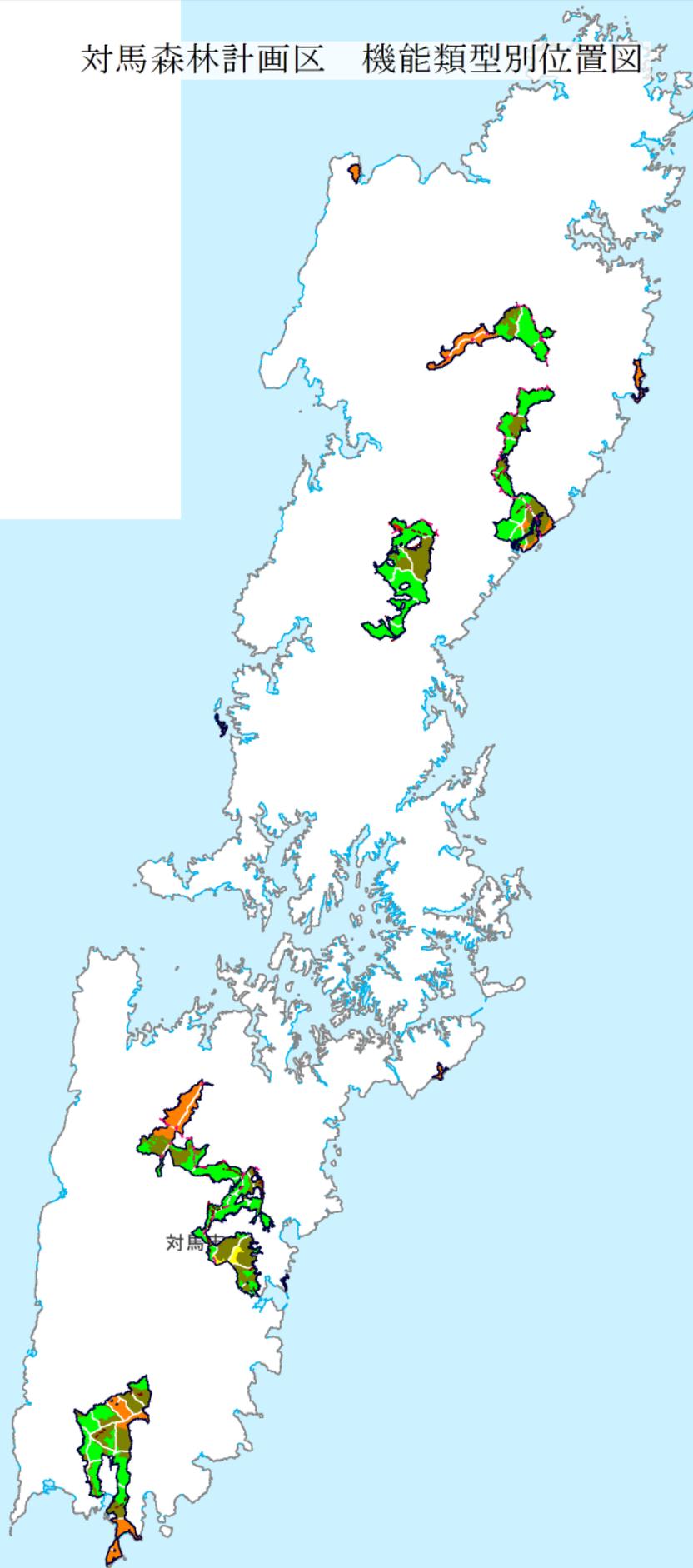
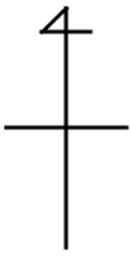
従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、同法第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の対馬森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

今後、対馬森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行うこととする。



対馬森林計画区 機能類型別位置図



対馬市

0 14001 [m]

1:280,000

- 自然維持タイプ
- 森林空間利用タイプ
- 土砂災害防止タイプ
- 水源涵養タイプ



## 目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
	(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
	① 森林計画区の概況	1
	② 国有林野の管理経営の現状及び評価	2
	③ 持続可能な森林経営の実施方向	3
	④ 政策課題への対応	4
	(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	4
	① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他 山地災害防止タイプに関する事項	5
	② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然 維持タイプに関する事項	5
	③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他 森林空間利用タイプに関する事項	6
	④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他 快適環境形成タイプに関する事項	6
	⑤ 水源涵養 <sup>かん</sup> タイプにおける管理経営の指針その他水源 涵養 <sup>かん</sup> タイプに関する事項	6
	(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	6
	① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	7
	② 林業事業体の育成	7
	③ 民有林と連携した施業の推進	7
	④ 森林・林業技術者等の育成	7
	⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発	7
	⑥ その他	7
	(4) 主要事業の実施に関する事項	7
	① 伐採総量	8
	② 更新総量	8
	③ 保育総量	8
	④ 林道の開設及び改良の総量	8
	(5) その他必要な事項	8
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	9
	(1) 巡視に関する事項	9
	(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	9
	(3) 特に保護を凶るべき森林に関する事項	9
	(4) その他必要な事項	10
3	林産物の供給に関する事項	10
	(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	10
	(2) その他必要な事項	10
4	国有林野の活用に関する事項	10
	(1) 国有林野の活用の推進方針	10
	(2) 国有林野の活用の具体的手法	10
	(3) その他必要な事項	11

5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	1	1
	(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	1	1
	(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	1	1
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	1	1
	(1) 国民参加の森林に関する事項	1	1
	(2) 分収林に関する事項	1	1
	(3) その他必要な事項	1	1
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	1	2
	(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	1	2
	(2) 地域の振興に関する事項	1	2
	(3) その他必要な事項	1	2

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献することを基本方針とする。

なお、当該森林計画区における概要等は以下のとおり。

#### ① 森林計画区の概況

本計画の対象は、対馬森林計画区を管轄区域とする国有林野4,219ha(不要存置林野2haを含む。)であり、対馬上島及び下島からなる。

森林の現況は、人工林を主体とする育成林が2,292ha(育成単層林2,249ha、育成複層林43ha)、天然生林が1,863haとなっており、主な樹種としてはスギ、ヒノキ、広葉樹ではカシ類、クヌギなどとなっている。

また、林相別に見ると針葉樹林2,118ha、針広混交林253ha、広葉樹林1,783haとなっている。

本計画区の国有林野は、水源かん養保安林が全体の51%に達している。また、その一部は壱岐対馬国定公園及び史跡名勝天然記念物に指定され優れた自然景観を有し、登山等の森林レクリエーションや保健休養の場として多くの人に利用されている。さらに、御岳には絶滅のおそれのあるツシマヤマネコの種の保護を目的とした特定動物生息地保護林を設定している。

このため、本計画では、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進に重点を置くとともに、近年、特に国有林に対する期待が大きくなっている地球温暖化の防止、生物多様性の保全等にも対応しつつ、管理経営を行うこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

#### ア 上島地区(301～320、347～349林班)

大星山(347m)を中心とした地区であり、スギ、ヒノキの人工林が大半を占めている。

高峰はないが急峻な地形をなし、浸食風化作用を受けやすい頁岩、砂岩、粘板岩等が大部分を占めており、水源の<sup>かん</sup>涵養機能及び山地災害防止機能の発揮が期待されることから「水源涵養タイプ」及び「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、中央に位置する御岳周辺は、モミを主体とした天然林であり、御岳特定動物生息保護林を設定しているほか、壱岐対馬国定公園特別保護地区、史跡名勝天然記念物及び鳥獣保護区特別保護地区に指定されており、自然環境の保全に係る機能の発揮が期待されることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

#### イ 下島地区(321～346林班)

龍良山(558m)、有明山(558m)、白嶽(519m)を中心とした地区であり、スギ、ヒノキの人工林が大半を占めている。

高峰はないが急峻な地形をなし、浸食風化作用を受けやすい頁岩、砂岩、粘板岩等が大部分を占めており、水源<sup>かん</sup>涵養機能及び山地災害防止機能の発揮が期待さ

れることから「水源涵養タイプ」及び「山地災害タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、壱岐対馬国定公園にも指定されている龍良山のスダジイ、イスノキ等の遺伝資源を保存するための林木遺伝資源保存林、有明山の風景林、地区南端の海岸部及び白嶽周辺のチョウセンヤマツツジ、アカガシ等の天然林を保存するための植物群落保護林については、自然環境の保全に係る機能及び保健文化機能の発揮が期待されることから「自然維持タイプ」及び「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

## ② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、長崎森林管理署で管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は4,217haで九州森林管理局管内国有林総面積の1%を占めている。蓄積は1,047千m<sup>3</sup>で九州森林管理局総蓄積の1%を占めている。また、人工林面積は2,252haで人工林率は54%となっている。

森林の種類は、普通林が60haで1%を占めており、制限林が4,157haで99%となっている。なお、制限林のほとんどが保安林であり、その内水源かん養保安林が51%を占めている。

対馬森林計画区内の森林資源状況

(単位：ha、m<sup>3</sup>)

区 分	人工林	天然林	その他	合計
面 積	2,252	1,903	62	4,217
蓄 積	662,081	384,994	—	1,047,075

主要施策に係る前計画における計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積については、主伐は地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐を主に計画したが、その大半を占める分収林の入札の不調や契約延長等があったものの、補償料等の事業支障木により計画を上回る結果であった。一方間伐においては、地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進を図るため、積極的に計画したことで、概ね計画どおりの結果であった。

造林面積については、更新を伴う伐採が少なかったことから、計画量を下回る結果であった。

林道の開設・拡張については優先度を考慮して計画をしたが、計画量を下回る結果となった。

主要施策に係る計画量と実行量

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	95,000m <sup>3</sup>	104,288m <sup>3</sup>
主 伐	9,500m <sup>3</sup>	22,174m <sup>3</sup>
間 伐	85,500m <sup>3</sup>	82,114m <sup>3</sup>
造林面積	25ha	1ha
人工造林	17ha	1ha
天然更新	8ha	—ha
林道等の開設又は拡張	開設：10.7km 拡張：7箇所	開設：5.0km 拡張：3箇所

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいく施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

<p>I 生物多様性の保全</p>	<p>地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じて適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じた適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。</p>
<p>II 森林生態系の生産力の維持</p>	<p>森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。</p>
<p>III 森林生態系の健全性と活力の維持</p>	<p>外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除対策を実施する。</p>
<p>IV 土壌及び水資源の保全と維持</p>	<p>降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。</p>
<p>V 地球の炭素循環への森林の寄与の維持</p>	<p>地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。</p>
<p>VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進</p>	<p>国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。</p>
<p>VII 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組</p>	<p>I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。</p>

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、森林・林業再生に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

とりわけ、森林・林業の再生に向けた取組としては、林業事業者等への計画的な事業の発注による安定的・計画的な木材の供給、准フォレスターの活用による民有林行政支援、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定等に取り組んでいるところである。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・ 山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・ 自然維持タイプ
- ・ 森林空間利用タイプ
- ・ 快適環境形成タイプ
- ・ 水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象災害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営に当たっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

イ 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区分	山地災害防止タイプ	うち、	
		土砂流出・崩壊防備エリア	気象害防備エリア
面積	1,057	1,057	—

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原始的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区分	自然維持タイプ	うち、
		保護林
面積	732	570

③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。

森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

区分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面積	62	60

④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行うこととする。

快適環境形成タイプの面積

(単位：ha)

区分	快適環境形成タイプ
面積	—

⑤ 水源涵養<sup>かん</sup>タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養<sup>かん</sup>タイプに関する事項

水源涵養<sup>かん</sup>タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源涵養<sup>かん</sup>機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行うこととする。

なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

水源涵養<sup>かん</sup>タイプの面積

(単位：ha)

区分	水源涵養 <sup>かん</sup> タイプ
面積	2,366

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面

的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、対馬地域林業再生協議会等の場を通じ、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組むこととする。

また、このことを通じて、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

林業事業体等と連携し、低コストで効率的な施業を展開するとともに、これに関する研修会の開催等を通じ、民有林に対する低コストで効率的な施業の普及に努める。

② 林業事業体の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業体への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業体の育成に努める。

さらに、流域で生産された木材の利用促進、システム販売の推進及び木質バイオマス資源の活用に向けた木材需給情報の交換に努める。

③ 民有林と連携した施業の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施等に努める。

森林共同施業団地の概況

箇所数	面積 (ha)	
	国有林	民有林
1	4,960	22,417

注：国有林面積は官行造林地面積を含む。

④ 森林・林業技術者等の育成

事業の発注や研修フィールドの提供等を通じて、民有林の人材育成支援に努める。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

産学官連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努める。

⑥ その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、主伐とその後の再生林にも取り組み、混交林化、複層林化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、資源の循環利用を行いながら多様で健全

な森林の整備・保全を推進することとする。更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組むこととする。林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとする。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業者の育成・整備を図ることとする。

① 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	39,000	75,500 (652)	114,500
前 計 画	9,500	85,500 (1,101)	95,000

注：( ) は、間伐面積である。

② 更新総量

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	191	—	191
前 計 画	17	8	25

③ 保育総量

区 分	下 刈	つる切	除 伐	枝 打	ほうが整理
本 計 画	130	4	—	—	—
前 計 画	28	—	7	—	—

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	路線数	延長(m)	箇所数	延長(m)
数 量	6	4,500	9	2,400

- (5) その他必要な事項  
特になし。

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

#### ① 山火事防止等の森林保全巡視

春期を中心として山菜採りなど森林レクリエーションを目的とした入林者が多い。この時期は空気が乾燥し、島特有の季節風が吹くことから、特に山火事発生の危険が増大する。このため地元住民及び市等と連携を密にして山火事防止の宣伝、普及活動を行うとともに、森林保全巡視を強化して山火事等の未然防止に万全を期することとする。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、廃棄物対策協議会、森林保全巡視員及びボランティア団体等との連携の強化を図り防止に努めることとする。

#### ② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努めることとする。

#### ③ 希少動物種の保護管理

絶滅のおそれのあるツシマヤマネコの生息地及びその周辺においては、その生息環境の維持・保全を図るために巡視を積極的に行うこととする。

### (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

近年、僅かではあるが松くい虫の被害が発生しており、地元の要望等を踏まえながら、道路沿いの森林や「レクリエーションの森」等を中心に被害木の伐倒駆除に努めることとする。

### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

本計画区は、貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図る上で重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進することとする。

#### ① 保護林

種 類	箇所数	面積(ha)
林木遺伝資源保存林	1	117
特定動物生息地保護林	1	156
植物群落保護林	2	297
総 数	4	570

#### ② 緑の回廊

種 類	延長(km)	面積(ha)
該当なし		

#### (4) その他必要な事項

近年、ニホンジカによる造林木の食害・剥皮の害が増えている。これらの森林については、画一的な伐採を見直して間伐を繰り返すことにより、広葉樹の発生を促進させ育成天然林へ誘導することとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、野生鳥獣との共存に向けた森林の整備や被害対策、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど森林生態系の保全等のための取組を推進することとする。

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

### 3 林産物の供給に関する事項

#### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材を計画的・安定的に供給するため、輸入木材に対して競争力の持てる簡素で合理的な生産・流通・加工システムづくりを目指し、間伐材を中心に大規模需要先へ定時・定量・低価格で丸太を供給する安定供給システム販売に取り組みすることとする。さらに、民有林材・国有林材が一体となった簡素で合理的な流通体制の確立を目指し、国産材の需要・販路の拡大に努めることとする。

#### (2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材販売により実施するとともに、これまで利用が低位であった木質バイオマス資源として利用可能な低質材等の安定供給にも努めることとする。

また、木造の庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において間伐材等を積極的に利用する等の木材の利用促進の取組を推進することとする。

### 4 国有林野の活用に関する事項

#### (1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用にあたっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進することとする。

特に本計画区では、シイタケ栽培が盛んに行われ、ほだ木置き場として国有林が使用され、シイタケ原木確保のために分収林制度が活用されており、今後ともシイタケ栽培を中心とし、地域林業の振興に資するよう国有林野の活用を積極的に推進することとする。

#### (2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用にあたっては、道路等の公用・公共用地は貸付又は売り払い等によることとする。

また、水源林造成及びシイタケほだ木生産等については、分収林制度を積極的に推進していくこととする。

(3) その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、水源の涵養、自然環境の保全等、森林の持つ公益的機能との調和を図るとともに、土地利用に関する計画等との必要な調整を行った上で、活用の推進を図ることとする。

特に、ツシマヤマネコの生息地周辺における国有林野の活用にあたっては、その保護を積極的に図る観点から、地元市町村等と連携を図りつつ、慎重に対応することとする。

「レクリエーションの森」については、魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していくこととする。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用にも努めることとする。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結にあたっては、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等の協力を得ながら、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進することとする。

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自らが参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進することとする。

(3) その他必要な事項

多様性に富み、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な活動の場として積極的に

提供し、森林環境教育の推進に努めることとする。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進することとする。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努めることとする。

## 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着やコンテナ苗植栽の推進等による低コスト造林の導入・定着、普及を図ることとする。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図ることとする。

また、研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールドの提供を積極的に行うこととする。

### (2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努めることとする。また、その際には次の点に留意することとする。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

### (3) その他必要な事項

特になし。

(案)

# 第5次国有林野施業実施計画書

(対馬森林計画区)

計画期間

自 平成27年4月 1日

至 平成32年3月31日

九州森林管理局



## 目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(1) 伐採造林計画簿	1
	(2) 水源涵養 <sup>かん</sup> タイプにおける施業群別面積等	1
	(3) 水源涵養 <sup>かん</sup> タイプの施業群別の上限伐採面積	2
	(4) 伐採総量	3
	(5) 更新総量	4
	(6) 保育総量	4
3	林道の整備に関する事項	5
4	治山に関する事項	5
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	6
	(1) 保護林の名称及び区域	6
	(2) 緑の回廊の名称及び区域	6
6	レクリエーションの森の名称及び区域	7
7	公益的機能維持増進協定の名称及び区域	7
8	その他必要な事項	7
	(1) 施業指標林、試験地等	7
	(2) フィールドの提供	8
	(3) その他	8
	(4) 森林共同施業団地	8



1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源涵養<sup>かん</sup>タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群		面積	取扱いの内容	伐期齢等
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	101.89	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ40～60年 ヒノキ45～70年
	スギ長伐期	182.94	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70～100年
	ヒノキ長伐期	1,121.08	同上	80～120年
	ケヤキ長伐期	2.57	同上	150年
	その他人工林	4.84	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60年上
	保護樹帯	272.24	被害木等について択伐を行う	60年
	スギ・ヒノキ複層林	257.44	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	短期型 80年 長期型 100年
	その他複層林	4.00	同上	—
	天然林	1.02	同上	60年上
	天然林長伐期	16.17	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100年
	天然林広葉樹	334.75	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35年上
	しいたけ原木	27.42	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	15年
	施業群設定外		—	
合計		2,326.36		

注：スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水源涵養<sup>かん</sup>タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	7
スギ長伐期	9
ヒノキ長伐期	46
保護樹帯	22
スギ・ヒノキ複層林	25
天然林広葉樹	47
しいたけ原木	9

## (4) 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山地災害防止タイプ	335	12,985 (126)	13,320				
自然維持タイプ	—	— (—)	—				
森林空間利用タイプ	—	135 (1)	135				
快適環境形成タイプ	—	— (—)	—				
水源 涵 タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	4,476	—	4,476			
	スギ長伐期	—	12,311	12,311			
	ヒノキ長伐期	—	45,719	45,719			
	スギ・ヒノキ複層林	30,803	—	30,803			
	計	35,279	58,030 (525)	93,309			
合 計	35,614	71,150 (652)	106,764	7,736	114,500	—	114,500
年 平 均	7,123	14,230 (130)	21,353	1,547	22,900	—	22,900

注：( ) は間伐面積である。

## (再掲) 市町村別内訳

(単位：m<sup>3</sup>)

市 町 村 名	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
対 馬 市	35,614	71,150	106,764				

注：臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

## (5) 更新総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ <sup>°</sup>	自然維持 タイプ <sup>°</sup>	森林空間 利用タイプ <sup>°</sup>	快適環境 形成タイプ <sup>°</sup>	水源涵養 <sup>かん</sup> タイプ <sup>°</sup>	合 計
人工 造林	単層林 造 成	—	—	—	—	8.75	8.75
	複層林 造 成	2.00	—	—	—	180.25	182.25
	計	2.00	—	—	—	189.00	191.00
天然 更新	天然下種 第 1 類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第 2 類	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
合 計		2.00	—	—	—	189.00	191.00

## (6) 保育総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ <sup>°</sup>	自然維持 タイプ <sup>°</sup>	森林空間 利用タイプ <sup>°</sup>	快適環境 形成タイプ <sup>°</sup>	水源涵養 <sup>かん</sup> タイプ <sup>°</sup>	合 計
保 育	下刈	1.20	—	—	—	128.65	129.85
	つる切	—	—	—	—	4.00	4.00
	除伐	—	—	—	—	—	—
	枝打	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽整理	—	—	—	—	—	—
	計	1.20	—	—	—	132.65	133.85

### 3 林道の整備に関する事項

基幹 その他別	開設 改良	路線名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考
その他	開設	下原山334林道	334	1,000	
		クルス林道	307、308	1,000	
		上見坂林道	335	650	
		北五郎林道	316	600	
		有明林道	344	450	
		豆敷龍良山324林道	324	800	
その他	改良	有明林道	343、344	500	舗装
		浅藻林道	327、330、331	500	舗装
		御岳林道	302、304	200	舗装
		北五郎林道	315、316	200	舗装
		大星林道	318	200	舗装
		有明林道343支線	343	200	舗装
		西龍良林道	321～325	200	舗装
		知首林道	340	200	舗装
		北五郎林道桧谷支線	315	200	舗装
計	開設			4,500	6路線
	改良			2,400	9箇所

### 4 治山に関する事項

位置 (林班)	区分	工種	計画面量 (箇所数又は面積)
302、304、305、307～313、316、318～322 324、325、328、329、331、332 334、335、340～345	保安林整備	本数調整伐	190ha
307、309、311、321、335	保安林整備	その他	5ha
302～306、308～312、316、318、320～322 324、330、331、335、336、340、343～345	保全施設	溪間工	15箇所
306、315、332	保全施設	山腹工	3箇所
計	保安林整備		195ha
	保全施設		18箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名称	既設 新設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
林木遺伝 資源保存林	豆酩龍良山	既設	116.93	323い～は 324か 330る、た～そ1	スダジイ・イスノキ・アカ ガシ・イヌマキ等ノ遺伝資 源保存のため
特定動物生息 保護林	御岳	既設	156.26	301い 302い～は 303い	絶滅のおそれのあるツシマ ヤマネコの種の保護のため
植物群落 保護林	対馬白嶽	既設	197.95	337り～る、れ1 338い～ほ、イ 339い～は	山頂部に大陸系の植物を含 むチョウセンヤマツツジ、 イワシデ群落、山腹に本土 では高標高部でしか見られ ないアカガシ群落が成立し、 原生林の様相を示す。 また、ゲンカイツツジ、チ ョウセンノギク等の大陸系 の植物や、固有種のシマト ウヒレン、ツシマギボウシ も見られ植物地理学的に特 異性が高い。
	豆酩内院 龍良山神崎	既設	98.93	333い～に	神崎半島のスダジイやイス ノキ、ナタオレノキ等から なる群落は、大径材も生育 し、沿岸部の暖地性照葉樹 林として典型的であり、か つ、自然性・希少性が高い。 また、ナタオレノキは、長 崎県では島嶼のみに生育し、 自然性の高い希少な群落と なっている。

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名称	既設 新設	延長 (km)	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
該当なし					

6 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名称	新設 既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	選定理由	施業 方法	既存施設 の概要	施設 整備	備考
風景林	有明山	既設	59.77	343り 344て、き～き4 み	対馬の表玄 関原港及 び原市街 地を見下 す有明山 辺にあり 八幡神社 の途中に の山あり 水がた、 たマジミ 地いも 等ての なされ 利用 さ	育成複層林施業	長崎森林 管理署	なし	
				343ち、ぬ、な く、ま 344よ、ゆ、め		天然生林施業			

7 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名称	区域 (林小班)	面積 (ha)	森林施業 の種類	林道の 開設等	設定年及び 有効期間	備考
該当なし	民					
	国					

8 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種類	名称	設定 年度	面積 (ha)	位置 (林小班)	備考
展示林	スギ品種別展示林	H44	1.00	317れ1	
	対州ヒノキ	S63	0.98	344ひ	
次代検定林	九熊本第49号	S51	1.50	335ふ	スギ
試験地	ツシマヤマネコの生息環境に配慮した森林施業について	H22	4.44	306よ1～よ3	
溪畔保全プロジェクト林	久留栖谷	H26	4.52	307い1、あ1、き308ち1、り、ぬ1る1、わ1、か1、よ、よ1	

## (2) フィールドの提供

対象地（林小班）	設定の目的	備考
該当なし		

## (3) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位置（林小班）	面積(ha)	施業方法
328い	2.32	天然林施業
計	2.32	

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。

## (4) 森林共同施業団地

名称	対象地（林小班）		面積(ha)	連携した施業の内容	備考
対馬流域森林整備 推進協定	民	対馬流域森林整備 推進協定書に よる	22,417	間伐の実施 間伐材の販売 路網の整備	
	国		4,960		